

三木町公告第 24 号

次のとおり「令和 7 年度三木町敬老記念品事業」に係る公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和 7 年 6 月 9 日

三木町長 伊 藤 良 春

令和 7 年度三木町敬老記念品事業実施要領

1 業務概要等

(1) 業務名

令和 7 年度三木町敬老記念品事業

(2) 業務の目的

本業務は、令和 7 年 9 月 30 日までに 75 歳以上となる住民基本台帳に登録されている対象者全員に対し、記念品を贈呈することで、地域社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々への祝賀の念を形あるものとして示し、町民の高齢者福祉についての関心と理解を深めることを目的とする。

(3) 業務内容

「令和 7 年度三木町敬老記念品事業 仕様書（別紙 1）」のとおりに

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 2 日まで

2 委託費限度額

5,070 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

ただし、この金額は委託時の予定価格を示すものではなく、当該業務での限度額を示したものである。

※ 1 件あたり 1,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）× 対象人数（75 歳以上）
5,070 人

上記対象人数は見込み数であり、実際の対象人数は令和 7 年 8 月 1 日以降に確定する。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 「令和 7 年度三木町指名競争入札参加資格者名簿（物品の買入れ等）」（以下単に「名簿」という。）に登録されており、三木町内に本店又は契約締結権のある支店、営業所を有している者であること。

なお、名簿に未登録の者にあつては、参加申込書等の提出と併せて、令和 7 年度三木町指名競争入札参加資格審査申請書を提出することで参加資格を有するものとみなす。（ただし、これをもって名簿に登録するものではない。）

- (2) 本要領等の公告日から本業務の契約締結の日までの間、三木町建設工事指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第 3 号）又は三木町物品の買入れ等に係る指名停止等措置要綱（平成元年三木町要綱第 2 号）による指名停止措置を受けていないこと。

- (3) 経営者等（法人にあつては役員、支配人又は営業所の代表者、個人にあつてはその者）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。

- (4) 次に掲げる事項に該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 日程

令和 7 年 6 月 9 日（月）	実施要領等の公告、参加申込書・質疑書の受付開始
令和 7 年 6 月 23 日（月）	参加申込書の提出期限
令和 7 年 6 月 23 日（月）	質疑書の提出期限
令和 7 年 6 月 27 日（金）	参加資格審査結果通知書の発送
令和 7 年 6 月 30 日（月）	質疑書に対する回答の公表
令和 7 年 7 月 14 日（月）	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 7 月中下旬	企画提案書等の審査
令和 7 年 7 月下旬	プロポーザル審査結果通知書の送付
令和 7 年 7 月下旬	契約候補者と企画提案内容の調整・協議
令和 7 年 8 月上旬	契約締結

6 参加申込書等の提出

（1）参加申込書等の取得方法

参加申込書等の様式は、三木町公式ウェブサイトからダウンロードして入手すること。

（2）提出期限

令和 7 年 6 月 23 日（月）17 時（必着）

（3）提出書類

- ア 参加申込書（様式第 1 号）
- イ 誓約書兼承諾書（様式第 2 号）
- ウ 会社概要（様式第 3 号）
- エ 同種・類似業務実績調書（様式第 4 号）

※実績は直近 5 年以内のもの。業務内容が確認できる契約書等の写しを添付すること。

- オ 参加資格審査結果通知書の送付用封筒（返送に十分な額の切手を貼付け、送付先を記載したもの）

（4）提出方法等

- ア 提出部数 1 部
- イ 提出場所 18 に記載する担当部署（三木町役場 福祉介護課）
- ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限必着とする。

※持参の場合は、平日（三木町の休日を定める条例（平成元年 3 月 28 日条例第 12 号）

第1条第1項の各号に規定される日（以下「休日」という。）を除く日）の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

（5）その他

- ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された参加申込書等については、受理しない。
- イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。
- ウ 参加申込者が多数となった場合は、同種・類似業務実績調書（様式第4号）による事前審査を実施し、企画提案書の提出者を絞る場合があることに留意すること。

7 説明会

実施しない

8 質疑・回答

本要領等に関する質疑がある場合は、下記により提出すること。

- （1）提出期限 令和7年6月23日（月）17時まで
- （2）提出書類 質疑書（様式第5号）
- （3）提出方法 電子メール
- （4）提出先 18に記載するメールアドレス宛に送信し、電話等で受信を確認すること。
- （5）回答方法 質疑者名を伏せたうえで、全質疑への回答を令和7年6月30日（月）17時までに三木町公式ウェブサイト公開する。
- （6）その他 質疑回答のうち、必要なものは仕様の追加又は修正とみなすこととする。
また、提出期限が過ぎたもの、指定以外の手順によるもの及び参加資格がないと認められた者の行った質疑には回答しない。

9 参加資格審査

参加申込者の参加資格を「4 参加資格」により基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第6号）を令和7年6月27日（金）に発送する。この場合において、参加資格が満たないと判断されたものは、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。また、参加申込者が1者である場合も、本プロポーザルは実施するものとする。

10 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出期限

令和7年7月14日(月)17時まで(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書(様式第7号)

仕様書に掲げる業務内容を含んだ提案をまとめて提出すること。

イ 企画書(任意様式)

明瞭簡潔な企画書とし、以下の項目別に提案事項を明示すること。

(ア) 記念品に係る説明、記念品の規格

概要、生産地、選定理由、最終加工地、アピールポイント、使用における
注意事項、重量、大きさ等

(イ) 記念品のデザイン図又はカラー写真

正面、厚みや立体感がわかる角度、包装後の各1枚

(ウ) 記念品調達発送に係る具体的手法

転送にかかる場合は、正当受取場所まで配送する費用を計上すること

(エ) 業務実施体制調書

業務の管理責任者、業務拠点、人員の体制等

(オ) 業務工程表

作業計画、作業内容、作業スケジュール等

(カ) 総括責任者及び業務担当者の経験及び実績

過去5年以内の同種・類似業務に係るもの

(キ) 個人情報の取扱い

業務における個人情報の取扱いと漏えいや盗難を防ぐための対策等

ウ 見積書(様式第8号)

契約は単価契約を想定しているので、見積額は1件あたりの単価(消費税及び地方
消費税の額を含む。)及びその内訳(記念品代、配送料、梱包代等)を記載すること。

(3) 提出書類の作成要領

- ・ 副本の作成に当たって、「イ 企画書」に含まれる書類には提案者の商号又は名称、従業員名又は代表者名等を匿名とし、提案者が誰か分かるような表示は一切しないこと。
- ・ 企画提案書等の提出は、1者1案とする。

- ・企画提案書等の作成及び提出にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・提出書類は任意様式と明記したものを除き所定様式によるものとする。
- ・提出書類は、原則A4縦とし、片面印刷とすること。
- ・企画書は20ページ以内にまとめるものとする。なお、A3折り込みを入れる場合は、2ページ扱いとする。
- ・提出書類は、ア～ウの順番に左側を綴じ、インデックスを付すなど提出書類の区切りを明らかにすること。
- ・文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とする。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- ・写真、イラストの使用及びカラー印刷は可とする。
- ・略語や専門用語には注釈をつけるなど、分かり易くすること。

(4) 提出方法等

- ア 提出部数 正本1部：「ア 企画提案書」、「イ 企画書」、「ウ 見積書」
 副本6部：「イ 企画書」
- イ 提出場所 18に記載する担当部署（三木町役場 福祉介護課）
- ウ 提出方法 持参又は郵送等

※郵送等の場合は、提出期限に必着とする。

※持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの間に持参すること。

(5) その他

- ア 提出期限を過ぎて到着又は提出された企画提案書等については、受理しない。
- イ 必要な書類に不足があった場合は、受理しない。

11 選定委員会

企画提案書等の審査は、本町職員で組織する令和7年度三木町敬老記念品事業選定委員会において、選定委員が提案についての評価を行う。また、選定委員会は非公開とする。

(1) 開催時期

令和7年7月中下旬

(2) 審査形式

書面審査による選定とする。

12 審査方法

評価基準書（別紙２）のとおり

13 契約候補者の選定

- （１）提出された企画提案書等を各選定委員が審査し、総合得点が最も高い提案者を契約候補者、次順位の提案者を次順位候補者として選定し、契約候補者との契約締結に向けた手続きを行う。総合得点が最も高い者が複数あった場合は、見積金額が最も安価な者に決定する。
- （２）契約候補者となることができる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- （３）契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位候補者を新たに契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に「４ 参加資格」を満たさなくなった場合も同様とする。
- （４）提案者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- （５）上記に関わらず、審査の結果により、どの提案者とも契約の締結を行わないことがあることに留意すること。

14 審査結果

本町は、令和７年７月下旬に、審査結果を提案者全員に対してプロポーザル審査結果通知書（様式第９号）により通知するとともに、三木町公式ウェブサイトで公表する。この場合において、不採用と判断された者は、書面を受理した日の翌日から５日（休日は含まない。）以内に、本町に対し説明を書面にて求めることができる。これに対し、本町は文書で回答するものとする。

15 提出書類の取り扱い

- （１）参加申込書、企画提案書その他提出された書類は返却しない。
- （２）提出書類の追加及び修正は認めない。
- （３）提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- （４）提出書類の内容に、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令

に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

16 情報公開

- (1) 参加者数、契約候補者及び次順位候補者の名称、評価点数、見積金額について、プロポーザル審査結果通知書(様式第9号)及び三木町公式ウェブサイト公表するものとする。
- (2) 本プロポーザルの実施要領、実施結果等については、三木町公式ウェブサイト等を活用し、情報提供するものとする。ただし、不採用とした参加者の地位に配慮し、参加者名と評価点の関係は明らかにしない。

17 その他

(1) 契約等について

ア 選定委員会で決定した契約候補者に対し、所定の手続きを経た上で、再度見積りを徴し、当該業務を随意契約により契約締結する。

なお、企画提案書で提出された見積金額を超える金額での契約は締結しない。

イ 仕様の確定

本町は、受託者の企画提案書等に記載された全ての内容を承認するものではなく、本町と受託者との協議により、企画書の項目変更、追加又は削除を行った上で、本契約の仕様に反映させることができるものとする。

ウ 契約の締結にあたって、業務委託契約書は本町が作成する。

エ 業務を進めるにあたり、選定された企画書を極力尊重するが、その内容に限定されることなく、受託者と協議の上で変更することができるものとする。

(2) 留意事項

ア プロポーザルの中止

本プロポーザルについて、緊急等やむを得ない理由等により、実施することができないと認められる場合は、本プロポーザルを停止、中止又は取り消すことがある。この場合において本プロポーザルに要した費用を三木町に請求することはできない。

イ 参加辞退

参加申込書又は企画提案書等の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により 18 に記載する担当部署へ辞退届(任意様式)を提出すること。

ウ 業務上の留意点

契約締結後であっても、「4 参加資格」に違反等があった場合は、委託契約の一部又は全部を解除して委託料を支払わないこととし、既に委託料を支払っている場合は、その一部又は全部を返還させ、又は、損害賠償を求めることがあるので、十分留意すること。

エ 委託料の支払い方法

業務完了後に検査を実施し、内容が契約上の要件を満たしていることを確認した上で支払うこととする。また、業務開始前の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

(3) 失格要件

参加申込者や提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とするとともに、別途、入札に準じて指名停止等の措置を講じる場合があるので十分留意すること。

ア 参加資格要件を満たさない場合

イ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合

ウ 他の提案者と応募提案の内容等について相談を行った場合

エ 契約候補者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

オ 提出された見積書の金額が委託費限度額を超過している場合

カ 提出書類に虚偽の記載があった場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

ク 提案した記念品の製造地または最終加工地のいずれも香川県内でない場合

18 担当部署

〒761-0692

香川県木田郡三木町大字氷上 310 番地

三木町役場 福祉介護課 担当：岩嶋、平尾

TEL：087-891-3304 （内線 1212）

FAX：087-898-1994

メールアドレス：proposal01@town.miki.lg.jp

令和 7 年度三木町敬老記念品事業 仕様書

1 業務名

令和 7 年度三木町敬老記念品事業

2 業務の目的

本業務は、令和 7 年 9 月 30 日までに 75 歳以上となる住民基本台帳に登録されている対象者全員に対し、記念品を贈呈することで、地域社会の発展に貢献されてきた高齢者の方々への祝賀の念を形あるものとして示し、町民の高齢者福祉についての関心と理解を深めることを目的とする。

3 契約期間

契約日の翌日から令和 8 年 2 月 2 日まで

4 業務内容

(1) 提案について

ア 提案する品目（以下「記念品」という。）は、食料品、工芸品、繊維既製品等その種類は問わないが、三木町内産品（三木町内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）あるいは香川県内産品（香川県内で製造又は加工の最終段階が行われたもの）を選定するとともに、「2 業務の目的」を達成できるものであること。

イ 記念品は、複数の品を組み合わせることも可とする。

ウ 記念品が食料品等、その品質を保持できる期間や方法に制限があるものについては、概ね常温で 2 か月程度保持できるものに限る。ただし、初回発送から相当日数を経過した記念品で、再配達等を行う場合で交換が必要なものは、無償にて対応すること。

エ 記念品は、必要に応じて適切な包装を行うこと。その際、「祝敬老」等の印字又はのし紙の添付を行うこととし、これは契約金額の範囲内で行うものとする。詳細については、受託候補者選定後の打ち合わせにて別途協議する。

オ 記念品には、添え状を同封すること。添え状の作成は、契約金額の範囲内とし、その内容については委託者と受託者が別途協議する。

カ 記念品受領者に対して、安全性の不保持やその他深刻な不利益を与える（破損によるケガ等）蓋然性が高いと委託者が判断する提案品は認めない。

（２）記念品の調達

ア 敬老会対象者数の見込みは約 5,070 人であるが、対象者数は令和 7 年 8 月 1 日以降に確定するので、調達数量の変動があることを想定しておくこと。また、全て同じ規格のものを確定した対象者数分で用意すること。詳細は、委託者と受託者の打ち合わせにて別途協議する。

イ 令和 7 年 8 月 1 日以降に調達数量が確定した後に、委託者の要請があれば追加調達も行うこと。

（３）記念品の発送

ア 記念品の届け先は、対象者数の確定後に委託者が対象者リスト（電子データ）を受託者に提供するので、これにより送り状等を作成し、発送の手配をすること。その際、外字等のデータが含まれている場合は、手書き等で対応すること。また、入所系施設への発送は、指定された個数を発送するものとする。

イ 記念品の発送は、原則、令和 7 年 9 月末までとし、9 月 15 日までに初回配達を完了すること。ただし、特別な事情がある場合は、委託者と受託者が別途協議する。

ウ 受託者は、記念品や発送に係わる問い合わせや苦情への対応を行う。なお、緊急及び重要な案件である場合には、速やかに委託者に報告し、委託者と受託者が協議の上で対応すること。

エ 住所不明、長期不在等の場合は、委託者に報告し、その指示に従うこと。また記念品受領対象者からの不在に関する問い合わせや、記念品の受け取りを受託者施設で希望する場合は対応すること。

オ 食料品等の品質保持の期間に制限のあるものは、対面配達により配達するよう手配すること。

5 個人情報の保護

（１）受託者は本業務の遂行にあたっては、本業務にかかる範囲でのみ個人情報を取り扱うことが可能であり、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守すること。

（２）受託者は、委託者より提供された個人情報を安全に活用できる管理体制（機器、利用者等の制限等）を構築し、その取扱い状況について委託者に随時報告すること。

- (3) 個人情報を取り扱う電子計算組織に、個人情報の漏えい等の事故の発生につながる恐れのあるアプリケーションをインストールしないこと。
- (4) 受託者は、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、委託者に書面で状況を報告し、指示を受けること。

6 その他特記事項

- (1) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常に委託者と緊密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。
- (2) 受託者は、委託者からの求めに応じて、専門的な助言等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、本業務の履行にあたって、作業に支障を来たすことのないよう、人員体制等、万全な業務推進体制を整えること。
- (4) 受託者は、業務の実施予定及び実施状況について、定期的に委託者に報告するとともに、委託者から求められた時には速やかに報告すること。
- (5) 受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令を遵守すること。
- (6) 記念品に欠損等の不良が確認された場合、受託者は自らの負担により速やかにこれを回収し、かつ代替品を納入すること。ただし、その不良が明らかに受託者の責めに因らないものと判断できる場合は、この限りではない。
- (7) 受託者は、本業務の実施期間中はもとより、本業務完了後においても、本業務の実施に関して知り得た情報について、その秘密を守らなければならないとともに、本業務に従事する者に対して、守秘義務を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。
- (8) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本業務に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならないものとする。
- (9) 受託者は、あらかじめ委託者に対して書面による承認を受けた場合を除いて、本業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- (10) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、又は本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、委託者と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。

評価基準書

審査項目	評価基準	配点
業務の基本方針	仕様書等を十分理解し作成されており、考え方等が明確で説得力があり、実現性の高い内容であるか。(敬老記念品の目的に対する整合性)	10
企画提案内容	75 歳以上の方に、祝賀の念を伝えるのに相応しい内容となっているか。	10
	選定・調達した記念品が、香川県内産品（県内が製造地又は最終加工地）であり、魅力ある品であるか。	10
	選定・調達した記念品が、三木町内産品（町内が製造地又は最終加工地）であり、魅力ある品であるか。	20
	業務における個人情報等の取扱いについて十分考慮されているか。	10
実施体制	円滑な業務遂行が可能なスケジュールとなっているか。	10
	業務を遂行できる体制（組織や人員）となっているか。	10
	同種及び類似業務の豊富な履行実績があるか。	10
見積金額	提案内容に見合った金額か。	10
合計		100

各選定委員は、評価項目について評価審査票に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計することにより、提案者の得点を算出する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

担当者氏名

電話番号

FAX番号

E-mail

参 加 申 込 書

プロポーザルについて、下記のとおり参加申込みます。なお、実施要領を理解し、同要領に定められた参加資格を満たしており、また提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ありません。

記

- 1 業務名 令和 7 年度三木町敬老記念品事業
- 2 添付書類
 - ・誓約書兼承諾書（様式第 2 号）
 - ・会社概要（様式第 3 号）
 - ・同種・類似業務実績調書（様式第 4 号）

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

誓約書兼承諾書

記

当者は、下記の事項について誓約します。

下記に反する場合は、契約の解除等、町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

また、契約解除によって生じた損害の賠償請求も行いません。

なお、必要な場合には、警察等関係機関に照会することについて承諾します。

記

- 1 当者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しません。
- 2 当者又は当者の役員及び使用人は、次のいずれにも該当するものではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
 - (5) 暴力団員によりその事業活動を実質的に関与を受けている者
 - (6) 当者若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
 - (9) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
 - (10) 総会屋その他反社会的勢力に属する者

様式第3号

会 社 概 要

本業務に係る参加申込者の本社情報について以下に記載すること。

1 商号又は名称
2 所在地 〒 TEL FAX
3 代表者職氏名 役職 氏名
4 本社設立年月日 年 月 日 設立
5 事業内容
6 資本金 万円

様式第 4 号

同種・類似業務実績調書

本業務に類似すると思われる業務の実績を記載すること。

(実績を証する契約書等の写しを添付すること。)

--

様式第 5 号

質 疑 書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

業務名 令和 7 年度三木町敬老記念品事業

番号	仕様書 番号等	質 疑 事 項

◎ 質疑は、以下のとおり受付けます。

- 1 提 出 先 三木町役場 福祉介護課 福祉長寿係（担当：岩嶋、平尾）
電話番号 ： 0 8 7 - 8 9 1 - 3 3 0 4 （ダイヤルイン）
内線 ： 1 2 1 2
E-Mail ： proposal01@town.miki.lg.jp
- 2 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日（月） 午後 5 時 0 0 分
- 3 回答予定 令和 7 年 6 月 30 日（月） 午後 5 時 0 0 分

様式第 7 号

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

下記業務に係るプロポーザルの企画提案書を提出します。

記

1 業務名

令和 7 年度三木町敬老記念品事業

2 添付書類

① 企画書（任意様式）

- ア 記念品に係る説明、記念品の規格
- イ 記念品のデザイン図又はカラー写真
- ウ 記念品調達発送に係る具体的手法
- エ 業務実施体制調書
- オ 業務工程表
- カ 総括責任者及び業務担当者の経験及び実績
- キ 個人情報の取扱い

② 見積書（様式第 8 号）

様式第 8 号

見 積 書

令和 年 月 日

三木町長 伊藤 良春 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

三木町物品購入等契約規則及び仕様書、図書、その他見積条項を承知の上、次のとおり見積ります。

記

	摘 要	金額	備 考
委託料	令和 7 年度三木町敬老記念品事業		
	消費税		
	合 計		
(税抜内訳)	記念品代		
	配送料		
	梱包代		
	その他 ()		